

学校生活のきまり

唐津市立小川小学校
生活指導部

● 学校のきまり

- (ア) 廊下は静かに歩く。
- (イ) 物は大切にし、破損したり、落書きをしたりしない。
- (ウ) 物を使った後は、元の場所へ整理整頓をする。
- (エ) 物を破損した場合は、すぐに報告する。
- (オ) 職員室にはあいさつをして入退出する。
- (カ) 鍵や道具などを借りる場合は、必ず許可を得る。
- (キ) 空き教室になる場合は、消灯と机・椅子の整頓をする。
- (ク) 登校後は許可なく校外に出ない。
- (ケ) 原則屋内では帽子・防寒具（コート類・マフラー・手袋・耳当て等）の着用はしない。
- (コ) 必要な物以外は持ってこない。
- (サ) 友達同士での物の交換はしない。
- (シ) 電子黒板やタブレットを使用する際は、許可を得る。

● 学校外のきまり

1. 生活

- (ア) 島外への外出は保護者同伴で行く。（ただし、港での待ち合わせや通院等は保護者の許可があればよい）
- (イ) 遊びに行く際は、場所と時間を保護者に伝えてから行く。
- (ウ) ゴミは持ち帰る。
- (エ) お金の貸し借りや、無駄遣いをしない。
- (オ) 友だちや大人から物をもらったら、保護者に報告する。
- (カ) 4月～10月は午後6時、11月～3月は午後5時までに帰宅する。
- (キ) 島内の外泊・夜間外出に関しては、原則として禁止する。

2. 安全

- (ア) 自転車に乗る際は、交通ルールを守る。（左右確認、交差点では止まる、2人乗り禁止）
- (イ) 危険な遊びをしない。（子どもだけで火遊び、釣り、テトラ、停泊船、イノシシの罠、海遊び等）
- (ウ) 子どもだけで、海に入らない。
- (エ) そよかぜ発着所から西側へは、子どもだけで遊びにいかない。
- (オ) 1周道路は保護者同伴とする。
- (カ) 保育園、神社では遊ばない。
- (キ) 公園前の磯には出ない。ボール等が落ちたら大人に取ってもらう。
- (ク) ゲームセンター・ボーリング場・カラオケ・映画館への出入りは保護者同伴とする。
- (ケ) 飲酒、喫煙、薬物乱用等は絶対にしない。